



11月は「児童虐待防止推進月間」

福祉事務所子育て支援係 ☎75-4961

☎189 (いちはやく) たたかれていい子どもなんて、いないんだよ。
～子どもの権利が尊重される子育ての実現のために～

児童虐待の現状として、児童虐待による死亡事例は年間70件※を超えています。
年間70件以上、単純計算すると……5日間に1人の子どもが命を落としていることになります。
児童虐待は社会全体でかわり、解決していく問題です。
子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」を守るため、日ごろから子どもたちに関心を持ち、
地域で見守りましょう。

※厚生労働省“子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第17次報告）”

児童虐待とは

- <身体的虐待> なぐる、ける、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶるなど
- <性的虐待> 子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど
- <ネグレクト> 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど
- <心理的虐待> 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV）、言葉による脅し、無視など

～子どもや保護者のこんなサインを見落としていませんか？～

子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類や体がいつも汚れている
- ・表情が乏しい、活気がない

保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さい子どもを家においたまま外出している
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・子どものけがについて不自然な説明をする

相談・通告（虐待の相談・通告は匿名可。相談者や相談内容に関する秘密厳守）

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 (いちはやく) ※通話料無料 24時間365日随時受付
- ・福岡県久留米児童相談所 ☎0942-32-4458
- ・うきは市子ども家庭総合支援拠点 ☎0943-73-9151 ※平日9:00～17:00

2022年度 第5回うきは市人権セミナー

子どもの権利擁護～児童虐待と里親制度～

男女共同参画センター・だんだん ☎77-2661

「うきは市には、DVも児童虐待もない」という声を聞くことがあります。あなたのそばにも、困っている子どもや、子育てに悩んでいるお父さんやお母さんがいるかもしれません。

久留米児童相談所から児童虐待の現状についてと、福岡県里親支援機関OHANAから里親制度についてお話をさせていただきます。

皆さんと一緒に、私たちにできることを考えてみませんか？



11月17日（木）18:30～20:00 白壁ホール

講師 久留米児童相談所 施設・里親担当
福岡県里親支援機関OHANA

託見あり※7日前までに要申込